3/15 朝夕

広島県議ら34人一転起訴

河井元法相らから現金受領

自民党の地方議員らが起訴されたことで、同党総裁で広島を地盤とする岸田文雄首相の説明責任が問われています。

34人中、9人は在宅起訴。25人は罰金刑を求める略式起訴としました。事件当時の肩書は、首長1人、広島県議11人、県内市町議17人、元国会議員秘書1人、選挙スタッフ4人。

公選法上の規定で、罰金刑以上が確定すると公民権が停止（原則5年）され、現職議員は失職します。略式起訴された25人のうち、当時公職にあった21人全員が既に任期を満了したか、辞職もしくは辞職願を提出。在宅起訴の県議ら9人は、買収の趣旨を否認するなど略式手続きに応じなかったとみられ、裁判で有罪が確定すれば失職します。

一方、特捜部は14日、検審から「不起訴不当」と議決された46人と、起訴相当と議決されたものの体調不良のため取り調べができなかった広島市議1人の計47人を不起訴処分としました。

2019年の参院選をめぐる大型買収事件で、広島地検などは14日、河井克行元法相（59）＝公選法違反罪で懲役3年の実刑確定、自民党離党＝らから現金を受領したとして、広島県議ら34人を同法違反（被買収）罪で起訴しました。いずれも同法違反容疑で告発されて不起訴となり、東京第6検察審査会が「起訴相当」と議決していました。